

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受理番号	3223、3224	受理年月日	令和4年9月7日
件名	ヘルスピア21の存続		
要旨	<p>京都市健康増進センターは、平成5年に健康都市構想の下に設立され、医療・福祉の充実と市民の健康の保持・増進を推進するための拠点として活動している。</p> <p>当施設は、お手頃な料金や入会費のいらない敷居の低さ、利用しやすさから、高齢者、幼児から学生、外国人、妊婦、障害者など幅広い層に親しまれている。また、それらの方々の医療・福祉として非常に役に立っている。</p> <p>当施設設立以後、プールやジム等の設備を有する民間施設はほかにも建設されたが、それらとは一線を画しており、利用者にとって掛け替えのない施設となっている。設備は最新鋭とは言えないが、利用者もそこまでは望んでおらず、設備の更新や料金体制について見直されたとしても、施設としての継続、もし廃止がやむを得ない場合は、せめて施設の新たな使用予定が決まるまでは、使用を存続させていただきたいと希望する次第である。</p> <p>廃止撤廃の署名の中では、料金体制の見直しがされてもよいという声もあった。実際、5月25日の市会では、指定管理料として毎年約2億円弱、市民一人当たりでなく利用者一人当たりの換算で約600円の負担という話であった。仮にその分利用料が上がるとどうなるのか分からないし、離れる方もいるかもしれないが、それでも他の施設にないサービスを求めて来る方はいるだろう。</p> <p>ほかにも案はある。他の地方で小学校や保育園・幼稚園などで、プールがない、自校で維持・修繕や点検で年間150万円以上水質管理などの負担等により施設管理が難しくなっているという理由で民間のプール施設を借りて授業で使用しているという話を聞く。そういった所に貸与するなどして施設運営を賄うことなどはできないのだろうか。</p> <p>長崎などの他の地方や近くの綾部の方では、民間施設のプールを利用しての学校授業を取り入れている。綾部の民間施設のプールを使っている教諭は、熱中症の心配がない整った環境でできるのは有り難いと話しておられる。城陽市は、天候に左右されず実施でき、教員以外に専門の指導が受けられるメリットが大きいなどとし、福知山市なども利用を検討している学校が増えてきている。専門のプールの先生の授業、先生の負担も減り、監視の人も多くなるので子供たちに目が行き渡り安心も増える。</p> <p>最近の学校は、気温が高くなると熱中症になるからという理由で、子供たちが楽しみにしているプールの授業自体が休みになる。プールに屋根がある学校はなく、天候などでプールの授業も回数が少なくなってしまうと、昔のように子供たちが夏休みにプールに行くということも少なくなっている。ヘルスピアはそういった子供たちが仲間と気軽な料金で来られる周りにはない施設であった。</p> <p>プールは2年前に4,000万円を掛けて天井の改修工事を行い、最近もろ過装置の故障として1か月ほどプールを休止して改修を行っている。折角行った改修を減価償却もしないままに施設を廃止するのはもったいないと思う。同じ廃止後の改造工事費に充てるぐらいなら、例えばプール横のサロンスペースをプール専用のロッカーに造り替えるなどして、ドライルートとウェットルートを分けるといった、今ある施設を上手に使う方法はないだろうか。</p> <p>ヘルスピアの職員に話を聞くと、マシーンなどの修理をしてほしい部分を福祉課の方に色々提案を出しても、ダメです、無理ですと跳ね返され、修理に出してもらえないため、自分たちで直すか、給料をカットして修理に出しているとおっしゃっていた。これらを老朽化と言うのは、日々のメンテナンスや経営努力を怠っていたからではないのかという思いはあるが、折角交通の便が良い区役所の近くに建っている施設である。可能なら、先に挙げた色々な市が導入している学校や幼稚園・保育園へのプール施設貸与などを検討いただきたい。</p> <p>ついでに、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都市健康増進センターの廃止を撤回し、施設を存続すること。 2 廃止がやむを得ない場合は、せめて施設の新たな使用予定が決まるまでは使用を存続させること。 		
陳情者			
回付委員会	教育福祉委員会		